

第25章. 規制の整合性章

1. 規制の整合性章の概要

各締約国は自国の対象規制措置の範囲を決定すること、対象規制措置の案に関する機関相互間の効果的な調整及び見直しを円滑にする手続又は仕組みを有するよう努めることを規定する他、規制の影響評価、締約国間の協力等について規定している。なお、いずれの締約国も、本章の規定の下で生ずる事項については、第28章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないことを規定している。

2. 主要条文の概要

○対象規制措置の範囲（第25. 3条）

各締約国は、速やかに、かつ、本協定が自国について効力を生じた日の後1年以内に、自国の対象規制措置の範囲を決定し、公に入手可能なものとするなどを規定。

○調整及び見直しの手続又は仕組み（第25. 4条）

各締約国は、対象規制措置の案に関する機関相互間の効果的な調整及び見直しを円滑にするための手続又は仕組みを自国が有することを確保するよう努めること、この目的のため、国内又は中央政府の調整機関を設立し、及び維持することを検討すべきであること等を規定。

○規制に関する中核的な良い慣行の実施（第25. 5条）

各締約国は、関連する規制機関が対象規制措置の案であって自国の定める経済的な影響の基準を超えるものを策定する場合には、自国の法令に従い、当該関連する規制機関に対し規制の影響評価を行うよう一般的に奨励すべきであること等を規定。

○規制の整合性に関する小委員会（第25. 6条）

締約国は、規制の整合性に関する小委員会を設置すること、同小委員会が本章の規定の実施及び運用に関する事項について検討し、及び将来の優先事項を特定することを検討すること等を規定。

○協力（第25. 7条）

締約国は、本章の規定の実施を円滑にし、及び本章の規定から生ずる利益を最大にするため、協力すること等を規定。

○利害関係者の関与（第25.8条）

規制の整合性に関する小委員会は、締約国の利害関係者が規制の整合性の推進に関連する事項について意見を提供する継続的な機会を与えるための適当な仕組みを設ける旨を規定。

○実施の通報（第25.9条）

各締約国は、本協定が自国について効力を生じた日から2年以内に、及びその後は少なくとも4年に1回、規制の整合性に関する小委員会に対して実施の通報を行うこと、最初の通報に予測される対象規制措置に関する毎年の公告において公衆に情報を提供する手段等を記載すること等を規定。

○紛争解決の不適用（第25.11条）

いずれの締約国も、本章の規定の下で生ずる事項について、第28章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないことを規定。